

| 教育長 | 教育部長 | 課長 | 指導主事 | 課長補佐 | 主査 | 係 | 保存区分        |
|-----|------|----|------|------|----|---|-------------|
|     |      |    |      |      |    |   | 永・10<br>5・1 |

## 平成20年大口町教育委員会 2月定例会議

平成20年2月21日

午前9時30分 開 議

大口町中央公民館 2階 C会議室

### 議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 教育長報告

日程第3 議事録署名者の指名

日程第4 議 題

議案第6号 大口町教育委員会事務局組織規則の一部改正について

議案第7号 大口町立学校管理規則の一部改正について

議案第8号 大口町研修センターの管理運営に関する規則及び大口町トレーニングセンターの管理運営に関する規則を廃止する規則について

議案第9号 大口町歴史民俗資料館の管理運営に関する規則の一部改正について

議案第10号 大口町就学援助費事務取扱要綱の一部改正について

議案第11号 大口町中学生海外派遣事業費補助金交付要綱の一部改正について

議案第12号 大口町平和教育推進事業実施要綱の一部改正について

議案第13号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

議案第14号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

議案第15号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

議案第16号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

認定第2号 平成19年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

日程第5 協議事項

- (1) 明日の学校づくりについて
- (2) 社本育英事業について
- (3) その他について

日程第6 連絡事項

- (1) 行事予定について
- (2) その他について

出席委員

委員 長 丹羽孝子  
委員 吉田哲也

職務代理者 服部真由美  
委員 丹羽茂文

説明のため出席した者

教育長 井上辰荒  
参事 野田敏秋  
学校教育課長 江口利光  
課長補佐 渡邊俊次

教育部長 鈴木宗幸  
参事 三輪恒久  
課長補佐 宇野直樹  
課長補佐 渡辺靖幸

## ◎開会

○鈴木教育部長 皆さん、おはようございます

2月も後半になってまいりました。大口中学校の校舎も2月29日に引き渡しをして、3月23日には完成式をしようということで計画をさせていただいております。こちらもばたばたになっておりますが、そんなことで喜ばしい話が出てくるような状況でございます。そんな中で、きょうはお忙しい中をお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから2月の定例会を始めさせていただきたいと存じます。

---

## ◎日程第1 委員長報告

○鈴木教育部長 最初に日程第1ということで、委員長さんからごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○丹羽委員長 おはようございます。

西小学校、北小学校の学習発表会も無事終わり、そして10年ぶりに新学習要領が発表されました。先日、新聞で私は見させていただきましたが、中学の音楽の欄には「伝統芸能を楽しむ」という欄があったり、家庭科の欄では「しつけ」という欄がありましたので楽しく読ませていただきました。本日も子供たちのために慎重な審議をよろしくお願いいたします。

教育長先生の方からお願いします。

○鈴木教育部長 ありがとうございました。

---

## ◎日程第2 教育長報告

○鈴木教育部長 続きまして日程第2ということで、教育長の方からごあいさつをいただきたいと思っております。お願いします。

○井上教育長 改めまして、おはようございます。

大変寒い日が続いておりましたが、きょうは久しぶりにいい天気になりました。この間うちは最終点検ということで、雪のちらつく中、窓は全部あけたままで丸1日点検をしましたが、風邪を引いたかなと思っておりますが、2階まででもう私御無礼して、2日目に3階をやるということでした。2日目も大変寒い日で雪がちらつくような日でありましたが、現在最後の修正をしているところだと思っております。校章からいろんなものがつきまして、ほぼ完成という、きょうぜひとも見ていただくとありがたいと思っております。なるべく時間を有効に使いまして早目に終わっていただけるとありがたいというところでございます。

今、最終的な学校の方も段階を迎えております。御案内のとおりでございますが、3月6日に中学校の卒業式、3月19日は小学校の卒業式ということでございまして、3月23日に中学校

の完成式、3月31日に両校の閉校式と、退職される先生の退職辞令、そんな3月の終わりまでの日程でございます。最後の詰めのところでございます、各学校ともまとめを今しているところでございます。

インフルエンザ等、心配される向きもございますが、南小学校でちょっと数が多いかなということを知っておりますけれども、今のところほとんど心配はないということで、中学校の受験もうまくいけるのではないかなあと、そんなことを思っているところでございます。

議会の方も3月議会に向けて最後の詰め、建設に向けて特別委員会も25日に予定をいたしまして、第2工区の話をしたいなあと思っております。ほぼ順調に進んでおります。最後の3月の締めに向かっての時期を迎えているわけございまして、格段のお力添えがいただけるとありがたいと、そんなふうに思っております。

なお、きょうは給食の関係で御心配いただいております、そういう問題もございますし、海外派遣とか広島派遣について御報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○鈴木教育部長 ありがとうございます。

それでは、日程第3の議事録署名者の指名以降につきましては、委員長さんの取り回しでお願いしたいと思います。

(午前9時36分)

---

### ◎日程第3 議事録署名者の指名

○丹羽委員長 日程第3、議事録署名者の指名を行います。

私、丹羽孝子と丹羽茂文委員、よろしく願いいたします。

---

### ◎日程第4 議 題

#### 議案第6号 大口町教育委員会事務局組織規則の一部改正について

○丹羽委員長 日程第4、議案第6号 大口町教育委員会事務局組織規則の一部改正について、事務局お願いいたします。

○宇野課長補佐 一言おわびを申し上げたいと思いますが、先月の1月定例会で議案第50号から54号までと認定第10号をお願いしたわけでございますが、私のミスで、本来であれば1月から議案第1号と認定第1号という形でいかなければなりませんでした、今回6号から出ておりますのは、1月定例会の議案第50号を本来であれば第1号という形をとらなければいけませんので、御訂正をさせていただいて議事録の方も訂正させていただくということでお許しをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○丹羽委員長 お願いいたします。

○江口学校教育課長 議案第6号 大口町教育委員会事務局組織規則の一部改正について。

大口町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

提案理由といたしましては、この案を提出するのは、学校教育法等の一部を改正する法律の施行及び指定管理者制度の導入に伴い、この規則の一部を改正するため必要があるからであります。

新旧対照表で御説明をさせていただきます。

これまで子供を規定する順序が生徒、児童、幼児という順番に高学年から表示をしておりましたが、学校教育法等の一部を改正する法律によりまして、低学年から順番に表示をするということに改められ、今回改正をするというものであります。

第2条の事務分掌、第1項の18号ですが、今までは「生徒、児童及び幼児」になっておりますが、これを「幼児、児童及び生徒」、こういう形に改めるというものであります。

それから第3条ですが、健康文化センターの管理につきましては、4月1日から指定管理者制度が導入されます。このことによりまして、第3条第1項第9号の研修センターの管理運営に関することと、それから20号のトレーニングセンターの管理運営に関すること、この二つを生涯学習課の事務分掌から削除するというものであります。研修センターの管理運営に関する規則とトレーニングセンターの管理運営に関する規則の廃止につきましては、この後、議案第8号で提案をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○丹羽委員長 事務局の説明は終わりましたが、議案第6号に関して質問ありませんか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 質問もないようですので、議案第6号につきましては承認することを決定してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 異議なしですので、議案第6号につきましては承認といたします。

---

議案第7号 大口町立学校管理規則の一部改正について

○丹羽委員長 議案第7号 大口町立学校管理規則の一部改正について、事務局お願いいたします。

○江口学校教育課長 議案第7号 大口町立学校管理規則の一部改正について。

大口町立学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

提案理由、この案を提出するのは、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、この規則の一部を改正するため必要があるからであります。

1枚はねていただきますと、大口町立学校管理規則の一部を改正する規則といたしまして、

大口町立学校管理規則の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(主幹教諭) 第11条 学校に主幹教諭を置くことができる。第2項 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどるということで、学校教育法の改正によりまして、主幹教諭として位置づけをするためには学校管理規則に規定をする必要がありますので、今回、主幹教諭を新たに設けるものであります。

この規則につきましては、できる規定になっております。それで「命を受けて」というふうにあります、命を受けて担当することができる具体的な校務といたしましては、学校の管理運営に関する事項、教育計画の立案及び実施に関する事項、生徒指導の計画の立案及び実施に関する事項、進路指導に関する事項、こういったものが含まれております。学校運営上、基本的な校務について任されたものを行うということになります。

それで、主幹教諭につきましては管理職ではございません。したがって、管理職手当は支給されないということになります。主幹教諭の選考に当たりましては、県の方で選考要綱が定められておりまして、これに基づいて行っていくということになりますが、市町村の教育長が推薦をし、県教育委員会が選考するというようになっております。

この後ろに新旧対照表がありますが、現在、第11条は削除という形になっております。ここへ第11条として主幹教諭を追加するという形の変更であります。以上です。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりました。

議案第7号につきまして質疑に入りたいと思います。質問ありませんか。

○吉田委員 4月からかね。

○井上教育長 できる規定だもんだから、実は学校教育法が変わりまして、主幹教諭だとか主任教諭というものが出てきたと。問題は、国の文科省の予算のことがありまして、先般、概算要求が決まったものですから配置されるだろうということでもあります。スタートの年であります、人数もそんなに多くない予算を一応申請は出しております。もしも認められればこれが要りますので、できる規定でありますのでつけております。

○丹羽委員長 よろしかったですか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 質問もないようですので、議案第7号につきまして承認することを決定してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 異議なしですので、議案第7号は承認といたします。

---

議案第8号 大口町研修センターの管理運営に関する規則及び大口町トレーニングセンターの管理運営に関する規則を廃止する規則について

○丹羽委員長 議案第8号 大口町研修センターの管理運営に関する規則及び大口町トレーニングセンターの管理運営に関する規則を廃止する規則について、事務局お願いいたします。

○三輪参事 それでは議案第8号であります。これは規則の改正になります。

大口町研修センターの管理運営に関する規則及び大口町トレーニングセンターの管理運営に関する規則を廃止する規則についてであります。

提案理由でありますけれども、この案を提出するのは、指定管理者制度の導入に伴い、この規則を廃止するため必要があるからであります。

はねていただきまして、附則であります。この規則は平成20年4月1日から施行するということであります。

内容は、議案第6号の教育委員会の事務分掌規則の改正に伴うものであります。20年4月1日から健康文化センターの管理運営、つまり1階から5階まであります。それで1階には福祉部の健康課とこども課、それから福祉課が入っております。それから2階には地域振興、それから社会福祉協議会が入っております。3階が、次の議案第9号に出てまいりますけれども歴史民俗資料館、4階は研修センターとなっております。それで5階が、今、規則で上げておりますトレーニングセンターということになっておりまして、トレーニングセンターの運営を指定管理者制度、既に業者は決まっておりますけれども、マーメイドという会社が公募で審査されまして、そこがやることになっております。

そこで、5階と4階の運営をその指定管理者制度でみずからの企業努力によって地域住民のために奉仕をしていただきながら運営をしていただくというものに変わっていくということで、直営ではなくなってしまうということでもあります。それから、3階はもともと歴史民俗資料館ですので、これは実際には管理運営は町が行います。それから1階と2階につきましても行政が入っておりますので、運営は行政直営のものでありますので管理運営が渡るということではなくて、ビルの管理、要は警備だとか、それから清掃業務とか、そうしたビルの管理についてまでを1階から5階、さらには駐車場までがその指定管理者制度で民間が行っていくということでもあります。

今回、ここに規則の廃止をするのは、その5階の運営と4階を生涯学習課で行っていただいたのを、指定管理者制度に引き継いで事業を行っていただくということで廃止をするということでもありますので、よろしくお願いをいたします。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

議案第8号につきまして、質疑に入りたいと思います。何か質問ございますか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 質問もないようですので、議案第8号につきまして承認を決定してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 異議なしということですので、決定したいと思います。

---

**議案第9号 大口町歴史民俗資料館の管理運営に関する規則の一部改正について**

○丹羽委員長 議案第9号 大口町歴史民俗資料館の管理運営に関する規則の一部改正について、お願いいたします。

○三輪参事 続きまして議案第9号であります。これも規則の改正になっております。

大口町歴史民俗資料館の管理運営に関する規則の一部改正についてであります。

提案理由であります。この案を提出するのは、指定管理者制度の導入に伴い、この規則の一部を改正するため必要があるからであります。

1枚はねていただきまして、3枚目の新旧対照表をお願いいたします。

新旧対照表で左側に新、旧が右側に述べてあります。まず趣旨で第1条でありますけれども、条例の規則の文章に線が引いてありますけれども、第1条は文言の整備ということで、従来は旧の使い方の表現をしまいりましたけれども、いろいろと表現の仕方が変わってまいりまして、「及び」というところと「設置及び」のところを点にしまして、後ろに「及び」というふうに続けるということで、改正されるものであります。

それから13条と16条の新旧の違い、これは条文の改正によって変わってくるものであります。さらには、旧は「管理運営」と書いてありまして、新が「管理及び運営」、これも文言の整備で変更をするものであります。

それから第4条の見出しのところ、旧は「開館時間」というふうに述べてあります。新の方は「開館時間及び休館日の変更」ということで、文章の整備をさせていただくものであります。これはどういうことかと申しますと、先ほども申し上げたように指定管理者制度が導入されます。それに伴いまして、従来は私どもが直接会館の管理をしているところでありましたけれども、管理の考え方が民間に変わるということで表現を変更するものであります。開館時間については、従来どおりの時間で開館をしていくものであります。

さらには第2項を追加いたしまして、休館日をきちっと文章で表示をするということでありまして、臨時休館をする場合は5日前に健康文化センターの掲示に告示をして、住民の方に知らせていくということでありまして、その臨時休館日はどういうものかといいますと、天変地異、

地震・風水害等の場合であります。それからその他につきましては、今、言葉としては古いわけですが、疫病、例えばインフルエンザが大幅にはやっつて、これ以上会館をあけることによって多くの方に損害を与えるということがあつてはいけないということも想定をしまして、こういう文章を設け、第2項の追加ということになっております。

この規則の改正は、平成20年4月1日をもって施行されます。よろしく願いをいたします。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

議案第9号について何か質問ありませんか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 ないようですので、承認することを決定してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 議案第9号につきまして、承認いたします。

○丹羽委員 決定してからお聞きしようかなと思ったんですけど、これは、今まで官でやっていたのを民間委託をするということなんでしょうけども、結果としてこれが質の向上になるのか、質の方は変わらないけれどもコストダウンになるのか。今までやれていないところが民に託すことによって管理が手広くなるのか、この辺どうなるんですかね。

○三輪参事 指定管理者制度というのは法が整備されまして、前々の総理大臣である小泉首相が掲げた内容であります。民でできることは民ということでありまして、そういったものが条文化されて地方公共団体に流れてきた、それを、それぞれの地方公共団体はそういう民間の分野でもお願いをして、さらにグレードの高い住民へのサービスができるものについては委託、要は指定管理者制度に乗せてやっていこうということでありまして、トレーニングセンターそのものは私どもの直営で現在委託をしているところであります。3月31日までは委託になっておりますけれども、やはり行政でありますと法の縛りが非常に多くありまして、そこの活動していただく方の自由裁量がなかなか受け入れることができない。仮に一つ例にとれば、基本的に公共の建物でビールを飲んだり、お酒を飲んだりする。お酒もビールもお酒の一種ですけども、そういうことは不謹慎だと言ってきましたけれども、それは要は心地よい気分になって、その人たちがそこで何かの催しをすることが可能ということであれば、それはそれで住民に喜びを与える一つであるだろうと。それは大きな極端なお話であります。

実際に内容としましては、トレーニングセンターの委託でやっておる事業をさらにグレードを高くする内容としましては、民間の医療技術等にもある程度リハビリができるような手法を民間でやっていただこうじゃないかと。そうすることによって、健常者が骨折をしたりするのを早く手助けができる。それには、地域の医療機関でお褒めをいただいております、うちの入れております器械は非常にいいものが入っているということをおっしゃっておりますので、そうい

ったものをどんどん活用して住民の健康維持のためにやっていただこうじゃないかと。さらには、その受けた指定管理者が大口町の住民になじんでいただいて、大口町の事業に参加してみずから町民を引き込んでいく、そういう活性化をさせるためにも、今の行政ではなかなかしづらい面があるということから、民間に委託していただいてやっていこうじゃないかというのがこの内容であります。

○丹羽委員長　ますますいろんな方が見えるといいですね。

---

#### 議案第10号 大口町就学援助費事務取扱要綱の一部改正について

○丹羽委員長　議案第10号 大口町就学援助費事務取扱要綱の一部改正について、お願いいたします。

○江口学校教育課長　議案第10号 大口町就学援助費事務取扱要綱の一部改正について。

大口町就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する要綱を別紙のように定めるものとする。

提案理由、この案を提出するのは、学校教育法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、この要綱の一部を改正するため必要があるからであります。

この改正の主な内容といたしましては、学校教育法の改正によりまして条項が移動しております。その引用する条項を改正しております。と同時に、町条例の引用条項についてもあわせて改正をしております。それから学用品費の支給時期、これが今まで年2回であったわけですが、これを年3回に改めております。これらが主な改正内容になっております。

4枚はねていただきますと新旧対照表がございます。こちらをごらんいただきたいと思います。

まず第1条、趣旨であります。これまでは、下線部分ですが、「第25条及び第40条」となっておりますが、これを「第19条」に改めるというものであります。これは学校教育法の条項が移動したことにより変更をするというものであります。

第2条の援助対象者であります。オ)になりますけど町条例「第66条」となっているものを町条例「第65条」に改めるというものです。これにつきましても、引用する条項が移動したことによりまして改めるものであります。キ)の大口町国民健康保険税条例「第9条の2」とありますが、これにつきましても引用条項の変更であります。

第3条の援助の基準及び支給額のところであります。イ)ですけど通学用品費、「児童又は生徒が通学のため必要とする通学用品又はその購入費」となっておりますが、これを「小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通学のため必要とする学用品又はその購入費」という形に改めるというものであります。学用品費の支給につきましても、新入学の児童生徒とそれ以外の方の取り扱いが異なっております。要するに1年生と1年生以外

の方では支給する額が異なっております。それで1年生の関係につきましては、この後に出ております第4号で規定がなされておりますので、これと区分を明確にするということで1年生以外の基準についてここで規定をするというものであります。

それから第3号修学旅行費であります、「旅行障害保険料」となっておりますが、「傷害」という字句に改めるというものであります。

第4号のクラブ活動費につきましては、これは県の方の補助対象になっていないということでこれまでに支給をしておりませんでした。今後も支給する予定はございませんので、今回の改正で削除するというものであります。

5号の体育実技用具費につきましても、支給をしておりませんので削除するというものであります。

それから、その下の6号新入学児童生徒学用品費であります、ランドセル、あるいはかばんなどにつきまして、これまで学用品の中に入れておりましたが、これらに関しては通学用品でありますので、今回「通学用品」という文言を新たに追加をするというものであります。

それから医療費であります、学校保健法施行令（昭和33年政令第174号）、これにつきましては、本来記載すべきものが記載されていなかったということで、今回追加をするというものであります。

第6条の認定の通知でありますけれども、様式を変更いたしておりますので、それに伴って字句を改めるというものであります。これまでは「就学援助費支給計画通知書」というふうになっておりますが、「就学援助費支給計画書」に改めるものであります。

第8条の援助費の支給の時期であります、これまでは「前期5月、後期10月」となっておりますが、これを「1期6月、2期10月、3期2月」の3回に改めるものであります。学用品費の支給時期につきましては、これまで前期・後期として2回に分けて支給をいたしております。4月から9月までの分を前期として支払っております。10月から3月までの分を後期として10月に支払いをいたしております。

この学用品費の支給の対象となる方は、主に児童扶養手当を支給している保護者になるわけですが、児童扶養手当の現況届が8月に出され、12月に県の方が確定をするという流れになっております。したがって、12月に児童扶養手当の支給が何らかの理由によって停止されるということになりますと、8月から支給が停止になってまいりますので、既に支給が終わっております8月から3月までの8ヵ月間の援助費の返還が生じてくるということになります。中には中学校の子どもを2人持ってみえる世帯もあるわけですが、こうした方につきましては5万円程度の返還になるという例もございます。したがって、長期の返還が生じないように支払い時期を3回にいたしまして、多額の返還が一時的に発生しないように今回改正をするという

ものであります。

それから、様式につきましては一部変更を加えております。以上です。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

議案第10号につきまして質問ございませんか。

○丹羽委員 ちょっと勉強不足で教えてください。要保護だとか準要保護の方には、新入学とか、新入学ではない場合も学用品、通学用品が括弧の中に書いてあるんですけども、中に消耗品がありますよね。靴とか、そういうものというのはすり減っちゃったらどうなるんですか、1回こっきりなんですか、これ。ランドセルとかかばんというのは、例えば6年間大事に使うというのがあるんだけど、通学用の靴、雨靴、上履きとか。

○宇野課長補佐 最初だけです。

○丹羽委員 やっぱり最初だけですか。その最初というのは、1年間だけというものか、6年間で1回だけなのか。

○宇野課長補佐 一応入学に備えてということで最初に支給させていただいて、後はもうその対象は出ないということです。

○丹羽委員 じゃあ1回こっきりということですね、傘もみんなすべてですね。すれて穴があいたら自分でせよと、こういうことですね。わかりました。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

ほかによろしかったですか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 質問もないようですので、議案第10号につきまして承認することを決定してよろしいですか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 異議なしですので、議案第10号は承認いたします。

---

#### 議案第11号 大口町中学生海外派遣事業費補助金交付要綱の一部改正について

○丹羽委員長 議案第11号 大口町中学生海外派遣事業費補助金交付要綱の一部改正について、事務局お願いします。

○江口学校教育課長 議案第11号 大口町中学生海外派遣事業費補助金交付要綱の一部改正について。

大口町中学生海外派遣事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を別紙のように定めるものとする。

提案理由、この案を提出するのは、大口町立大口中学校と大口町立大口北部中学校の統合に

に伴い、この要綱の一部を改正するため必要があるからであります。

1枚はねていただきまして、大口町中学生海外派遣事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「2分の1」を「うち、大口町中学生国際交流等実行委員会で決定した金額」に改める。

様式第1の別紙1を次のように改めるといふものであります。

この海外派遣事業につきましては、平成2年から始まっております。当初は生徒14名と引率者3名で事業を行っておりますが、ここ4年間につきましては生徒20名と引率者3名で行っております。今回の統合を機に、1クラス2名を基準とする人数に変更していきたいと思っております。したがって、3年生6クラスございますので12名ということになります。

これまで旅行費の2分の1を自己負担ということでお願いをしていたわけですが、中には経済的な理由等で参加したくてもできないというような方もありまして、こうした点にも配慮をしまして、もう少し少ない金額にしていきたいということでもあります。今年度の場合ですと約14万円でありましたが、これを9万円程度に改めていきたいということを考えております。このことにつきましては、先ほどの実行委員会の方で了承をいただいております。

それから選考方法につきましては、これまで作文を提出していただいて、人数がオーバーした場合には抽せんで行ってきておりますが、今後につきましては学校の方から推薦をしていただいて、校長先生と実行委員会の会長とで選出する形に改めていきたいと考えております。

これまで派遣人数の変更、あるいは引率の先生の数を変更されてきたという経過がございますので、今回の統合を機に事業の内容を見直すものであります。

この裏面にあります別紙1の改正につきましては、これまで大口町中学校と北部中学校、それぞれ記入する欄がありましたが、統合によりまして今回一つにするというものであります。

以上です。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

議案第11号につきまして質問ありませんか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 議案第11号につきまして質問もないようですので、改正について承認いただけますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 承認したいと思います。よろしく申し上げます。

---

議案第12号 大口町平和教育推進事業実施要綱の一部改正について

○丹羽委員長 議案第12号 大口市平和教育推進事業実施要綱の一部改正について、事務局お願いします。

○江口学校教育課長 議案第12号 大口市平和教育推進事業実施要綱の一部改正について。

大口市平和教育推進事業実施要綱の一部を改正する要綱を別紙のように定めるものとする。

提案理由、この案を提出するのは、大口市立大口中学校と大口市立大口北部中学校の統合に伴い、この要綱の一部を改正するため必要があるからであります。

平和教育推進事業、いわゆる広島派遣であります。これを実施するに当たりましては、これまで事業の承認申請から実績報告までの事務的な部分につきましては、代表となる学校長が行うことになっておりました。代表となる学校につきましては大口中学校、北部中学校が1年交代で行ってききましたが、今回、統合を機に、事務的な部分につきましては実行委員会の方で行っていくということで、海外派遣事業と同様な形にするものであります。したがって、学校といたしましては事業の中身に専念できるようになり、学校が主体となって事業ができるような体制をつくるということになります。

新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

第4条申請ですが、「町立中学校代表学校長」とありますが、これを「大口市平和教育推進事業実行委員会会長」に改めるというものであります。

それから第5条、第6条、第7条、第8条につきましては「代表学校長」とあるものを「実行委員会会長」に改めるというものであります。

なお、平和教育推進事業の事業内容につきましては、今までと同様な形で行っていききたいというふうに考えております。以上です。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

議案第12号につきまして質疑に入りたいと思っております。質問はございませんか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 質問もないようですので、議案第12号につきまして改正することを決定してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 12号に関して、改正することを承認いたします。

---

#### 議案第13号 大口市教育委員会後援名義の使用許可について

○丹羽委員長 議案第13号 大口市教育委員会後援名義の使用許可についてを議題といたします。お願いいたします。

○宇野課長補佐 議案第13号 大口市教育委員会後援名義の使用許可であります。

1枚はねていただきまして、申請者は大口町ソフトボール協会会長であります。

事業の名称としましては第22回全日本シニアソフトボール大会愛知県予選大会ということで、開催が4月27日、5月4日、予備日が5月11日ということで設けてございます。

開催場所が大口町総合運動場、それから北部中学校、上小ログラウンド、秋田グラウンドということで4会場の予定でございます。

参加料は1チーム1万円ということで約600人の参加人数を見込んでございます。

この大会につきましては、平成12、14、18年に大口町の方で開催してございます。

裏面以降につきましては開催要項が載せてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

議案第13号の質疑に入りたいと思ひます。質問はございませんか。

これは、今回初めて大口町が後援名義を提出ということですか。

○宇野課長補佐 4回目でございます。平成12、14、18年が大口町で開催しております。

○丹羽委員長 わかりました。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 質問もないようですので、許可してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 議案第13号の許可について承認したいと思います。

---

#### 議案第14号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○丹羽委員長 議案第14号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について、事務局お願いします。

○宇野課長補佐 議案第14号、こちらも後援名義の使用許可であります。

1枚はねていただきまして、申請者が株式会社ヨシヅヤでございます。ことしもお母さんの似顔絵作品展を開催するということで申請が出てまいりました。

開催日時が4月26日から5月11日までの間、ヨシヅヤ大口店で開催されるということでございます。

2枚目以降につきましては実施要項が載せてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

一番最後には、去年の5月3日の中日新聞の朝刊の記事が載せてございます。こちらも参考にさせていただきたいと思ひます。以上です。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

議案第14号につきまして質問はございませんか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 議案第14号につきまして質問もないようですので、許可することを決定してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 異議なしですので、許可いたします。

---

#### 議案第15号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○丹羽委員長 議案第15号に入ります。大口町教育委員会後援名義の使用許可についてお願いいたします。

○宇野課長補佐 議案第15号も後援名義の使用許可であります。

1枚はねていただきますと、申請者劇団ほほえみでございます。

公演の日時が3月8日土曜日、9日の日曜日ということで、土・日で3回公演を予定してございます。

開催場所が大口町民会館、入場料につきましては前売りが大人800円、子供500円、当日はそれに200円増ということで、子供は3歳以上中学生以下という規定になっております。これも毎年出てまいります事業でございます。

裏面につきましては劇団ほほえみのあゆみ、それから今回のチラシですね、「森のなかの海賊船」ということでチラシを載せさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

議案第15号につきまして何か質問ございませんか。

○吉田委員 この劇団ほほえみというのは、大口町のNPOではなかったですか。子供と文化の森なんかはNPOですね。それとは別の団体でNPOではないと。ちょっと前に大口町から補助があったのがことしからなくなったというのを聞いたんですけども、ここは。そういう意味では、ぜひ後援ぐらひはやらないかなあと思ひます。

○丹羽委員長 あと質問はよかったですか。

大口町の子供たちがたくさん出ますので、ぜひ皆さん見に行つてあげていただきたいと思います。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 質問もないようですので、議案第15号につきまして許可することを決定してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 異議なしですので、議案第15号は許可いたします。

---

#### 議案第16号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○丹羽委員長 議案第16号に移ります。大口町教育委員会後援名義の使用許可について、事務局  
お願いいたします。

○宇野課長補佐 議案第16号、こちらも後援名義の使用許可でございます。

1枚はねていただきまして、申請者が愛知江南短期大学地域協働研究所であります。こちら  
も毎年申請が出てございます。愛知江南短期大学地域協働研究所オープンカレッジというこ  
とで、ことし4月から9月までの前期分の申請でございます。

裏面に収支予算書が載せてございます。収入の部で受講料が993万8,075円、支出の部で  
1,040万8,742円ということで、差額47万667円は本学の負担分になるということでござい  
ます。

次のページには開講科目が72にわたって載せてございますので、御参照いただきたいと思います  
です。以上です。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

議案第16号につきまして質問はございませんか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 質問もないようですので、議案第16号につきまして許可することを承認してよろ  
しいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 第16号について許可いたします。

---

#### 認定第2号 平成19年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

○丹羽委員長 認定第2号 平成19年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、お願いい  
たします。

○宇野課長補佐 認定第2号でございます。最後の資料をごらんいただきたいと思います。3  
名の追加の申請でございます。

3人とも御兄弟ということで、西小の5年生、3年生、2年生ということで、今月、犬山市  
より転入されてみえました。犬山市でも準要の方の援助を受けてみえたということでござい  
ますので、大口町で新規として申請をさせていただくものでございます。よろしくお願  
いします。  
以上です。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

認定第2号につきまして質疑に入ります。何か御質問ありませんか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 質問もないようですので、認定第2号につきまして認定することを承認してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 異議なしですので、認定第2号につきまして承認いたします。

---

### ◎日程第5 協議事項

○丹羽委員長 続いて日程第5、協議事項に入ります。

協議事項、(1)明日の学校づくりについて、事務局お願いいたします。

○宇野課長補佐 既に教育委員さん方にも3月23日の校舎完成式の御案内をさせていただいているかと思いますが、まだはがきをお出ししていない方につきましては、早速お出しをいただくように、よろしくをお願いします。

1枚物で資料を配らせていただきましたが、今月15日に開催されました総務文教委員会協議会の資料をお配りをさせていただきました。大町立大町中学校校舎完成式の大体の概要でございます。

9時から受け付けをさせていただきまして、開式を9時40分ということで、場所が大町中学校の中庭で行う予定でございます。来賓者数につきましては約500名の予定でございますが、現在御案内をさせていただきましたのが500人を超えております。こちらのうち6割から7割来ていただければという予想をしておりますが、25日までにはおはがきをいただく予定になっておりますが、まだちょっと人数がつかめてございません。

それから来賓の皆さんの内覧につきましては、式典終了後から11時50分、大体正午までの予定をしております。式典がだんだん押してくることによって内覧の時間が少なくなってしまうのかなという心配もございますが、一番下にご覧いただけます一般の内覧会をお昼から5時まで予定をさせていただいておりますので、一応入れかえをさせていただく予定でございます。式典が延びれば延びるほど来賓の方の内覧が短くなってしまうという心配がございます。

一応今のところ、式典が終わりますとアトラクションということで、両中の生徒による吹奏楽の演奏、それから合唱と。その間に大町町の伝統芸能の皆さんによる獅子屋形の披露とか、それから河北地区の皆さんの木やりというのを、短縮バージョンになってしまいましたが、来賓の皆さんに御披露させていただきたいという計画をしております。大体以上でございます。

○丹羽委員長 ありがとうございました。

事務局の説明は終わりました。御質問ありませんか。

○服部職務代理者 一般の内覧ですけれど、町内はもちろんですけど町外の方でも全然オーケーですか。

○宇野課長補佐 尾北ホームニュースの方に掲載する予定でございますので、全然問題ございません。北海道から来ていただいても結構です。

○服部職務代理者 建物にちょっと関心がある方がありまして、ぜひ見てみたいということだったものですから、ありがとうございました。

○丹羽委員長 ほかに質問ありませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 質問もないようですので、明日の学校づくりについての協議事項は終わりとなります。

次に移ります。

協議事項、(2)社本育英事業について、事務局お願いします。

○宇野課長補佐 3枚物で、中学校の校長先生の方へ町長から社本育英事業奨学生への推薦について、依頼文書の写しをお配りをさせていただいております。

20年度も大口中学校4名、それから大口北部中学校3名の推薦の予定でお願いがしてございます。3月10日までに推薦調書を提出していただいて、運営理事会の方3月24日の月曜日午後1時半から役場3階の第3委員会室で開催の予定でございます。こちらにつきましては教育委員長さん、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから奨学金の授与式でございますが、教育委員さん方には既に御案内をさせていただいているかと思ひますが、4月2日水曜日午前9時から役場2階の公室で開催する予定でございますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

2枚目には推薦調書の様式、3枚目には選考基準が載せてございますので、こちらにつきましても、また御参照いただきたいと思ひます。以上です。

○丹羽委員長 はい、ありがとうございました。

事務局からの説明は終わりましたが、御質問はございませんか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 質問もないようですので、社本育英事業につきましても協議事項は終わらせていただきます。

協議事項、(3)その他についてお願いいたします。

○井上教育長 2点ほどお願ひをしたいと思います。

1点は図書館協議会の方からのお願ひでございます。

2点は給食センターの方からの御報告ですが、というのはギョーザの件等々の問題、それか

ら、ついせんだって新聞にも出ておりましたが、小麦粉が30%値上げするだとか、大変食材が値上がりをしている時期でございます。食材を利用した燃料ですか、オイルどうのこうのということがございまして、先般の運営委員会で御協議をいただいたところでございますが、センターの方から御報告をさせていただきたいということですので、よろしくお願いいたします。

○野田参事 図書館からお願いでございますけど、図書館の条例の中に図書館協議会の設置というのがございます。現在10名の方が協議会の委員さんとしてお願いをしておるわけですけど、その中に教育委員さんを代表して伊藤先生が今協議会の中に入っておられます。それで、この3月に協議会の委員さんとしての任期が参ります。それで新しく4月からの委員さんとして、この教育委員さんの中で1名選出がいただけたらというふうに思っております。任期は2年でございます。20年度と21年度ということになりますが、後日で結構でございますので、教育委員長さんの方から教育長先生の方にこの方を願いたいということを教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○丹羽委員長 はい、わかりました。後日連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

○渡辺課長補佐 それでは、給食センターの方から2点ほど報告させていただきます。

まず第1は、先ほど教育長先生からもお話がありましたように、中国産の冷凍ギョーザの問題です。1月末より中国天洋食品のギョーザから有機燐系の殺虫剤メタミドホスが検出されて、いろいろと問題となっております。本日の新聞にも同じ中国天洋食品のギョーザから新たにジクロロボスやパラチオン、パラチオンメチルというような3種類の有機燐系の殺虫剤が検出されました。当給食センターでも早速調査をしましたところ、当該冷凍ギョーザは一切使用しておりませんし、また同じ中国の天洋食品で生産された冷凍食品等も一切使っておりませんでしたので、よろしくお願いいたします。

また、各学校の方にも2月1日にその旨を通知しております。また、あす学校給食物資選定会もありますので、安全・安心の観点から年間物資等の選定も行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから2点目ですが、給食費の値上げということで、この1年間、バイオ燃料の需要の増大により、さまざまな作物が値上がりになっております。それから国際投機による原油の値上がり、それに伴う輸送コストの増大、またオーストラリアの天候不順等による小麦の不作、それから国際的な需要増による魚とか乳製品等の値上がりがあります。それによってさまざまなものが値上がってきておりますし、小麦におきましては19年度におきましても値上がりがありましたんですが、また4月に政府の売り渡し価格が30%上がりますし、来年途中においてもさらなる値上がりもあるかもしれないということで、それにつけ加えて、このたび起きました中国製の食材における安全・安心の観点が揺らいできております。そういう上でも、4月からの

給食物資等の値上がりが必然となっております。よって、来年度は児童・生徒の給食の現状を維持する上でも、給食費の値上げを検討していかなくてはならないと思っております。それは年度途中に願うのか、平成21年度から願うのか、また運営委員会に諮って考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

やはり安全なものを子供たちに食べさせてあげたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ギョーザとかそういうのは手づくりなんですか。

○渡辺課長補佐 どの給食センターでもそうだと思うんですが、冷凍物を使っております。12月に使ったうちの方のギョーザは愛知県学校給食会が日本でつくったものなんですが、その中にもやはり中国製のものというのが入ってくるんですね、どうしてもしょうゆとかそういうのが中国製だったりするもので、全部中国製のをやめてしまうということはなかなかできないと思うんですが、県の学校給食会のはそういう検査もしておりますので、一応安全ということで学校給食会からは通知を受けているんです。

○丹羽委員長 わかりました。

何か質問はございませんか。

○丹羽委員 そうすると中国製は一部使っているということですね。

○渡辺課長補佐 どうしても入ってきますね、いろんな食材。日本で加工したものでも原材料が中国産だとか。

○丹羽委員 一般に言われている、例えば干しシイタケなんかはホルマリンで乾燥させているから絶対だめだよとか、そういうふうに一般的に言われているものがありますよね。一般的にそう確定しているわけじゃない、絶対食べちゃいけないよというんじゃないけど、そういうのを極力大口町の給食には、中国産の干しシイタケは排除品目のリストに載ってますとかそんなのはやってみえるんですか。

○渡辺課長補佐 また、その辺も年間給食物資の選定会のところで、これは中国産だと幾ら、日本産だと幾らというようなものを出して選定していきたいと思っておりますので、もちろん給食物資として入れる限りは、いろんな検査を行ったものを入れていきますので、その辺はクリアにしていきたいと思っております。

○丹羽委員 リストアップはされていないわけですね、現状これは使わないとか。今簡単に言えば天洋食品製の冷凍ギョーザも使わない、これは明白なだけで、あと中国製の例えばこれはだめだよとか、干し何かはだめだよとか、この野菜はだめだよというリストはないわけですね。

○渡辺課長補佐 金額もすごくあるんですね。かなり中国産のものですと安い単価ですし、日本産とかほかの国となるとまたちょっとお高いということがありまして、なかなかそこら辺をどうせめぎ合うかというのが問題かと思うんですが。

○丹羽委員 学校訪問で給食よばれるときは、注意していただかないかんで。

○渡辺課長補佐 できるだけ日本産のものを使っていきたいと思っておりますが、全部がそういうものではないですけれども、できないという実情もあるということだけ御認識いただきたいと思います。

○丹羽委員長 私も冷蔵庫の中を見て、すぐに裏を見て加工と書いてある「中国」というものがありますよね。これは中国のですよとかと書いてある。日本で加工されたものでも中国の商品があつたりすると、なかなか難しいところですよ。給食費の問題もありますし、大変かと思いますが、なるべく安全なものを子供たちによろしく願います。

○渡辺課長補佐 ちょっと報告させていただきたいんですが、平成19年度に給食センターで表彰を受けましたので、先回の教育委員会定例会の翌日、1月25日に県の学校給食研究大会の方で、共同調理場としては唯一、大口町の学校給食センターが表彰を受けました。これについては、過去10年間、給食センターが事故なくやってきたということと、また学校給食の充実を図るため、学校給食実施上すぐれた成果を上げた共同調理場として表彰を受けたものです。

あともう一つ、向こうにありますのが賞状と盾ですが、これは去年8月10日に行われました学校給食調理コンクールに大口町の学校給食センターも栄養士が応募して、その成績がよかったので佳作を受賞したものです。その内容は「あつたらいいなこんな給食」ということで、中学生が実際に考えてつくった献立を使い、実際の給食メニューにしたらどうなるかというものを栄養士が調整し、考えた給食メニューが評価されて受賞されたものです。以上です。

○丹羽委員長 おめでとうございます。

○吉田委員 そのアイデアを出した生徒というのは、やっぱり表彰されたり……。

○渡辺課長補佐 生徒は実際もう卒業されているんですけど。

○丹羽委員長 お手紙でも書くとよかったかもしれませんね。ありがとうございました。

あと質問はよかったですか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 質問もないようですので、協議事項についてはこれで終わりたいと思います。

---

## ◎日程第6 連絡事項

○丹羽委員長 日程第6、連絡事項、行事予定についてお願いいたします。

○宇野課長補佐 2月の後半の方から載せさせていただいております。

あした22日金曜日が、給食物資選定会が午後1時半から給食センターで開催でございます。26日火曜日が議会全員協議会、9時30分でございます。27日水曜日、丹葉地方教育事務協議会幹事会、こちら教育長先生の出張でございます。午後2時から犬山市図書館でということと、ブックスタートが27日からでございます。29日金曜日、丹羽高校の卒業証書授与式、10時から開催の予定でございます。

それから3月に入りまして、3月3日の月曜日でございますが、北中の3年生が新しい中学校のランチルームで給食を食べるという計画をさせていただいております。4日から3月議会が開会でございます。5日水曜日が、今度は大中の3年生がランチルームで給食を食べるということになっております。6日木曜日が中学校の卒業式でございます。7日金曜日が、あいさつ運動と、議会の方では質疑の予定でございます。9日日曜日、桜並木ジョギングが9時から総合運動場で開会式の予定でございます。10日月曜日が質疑ということでございます。12日水曜日が、丹葉の事務協が10時から江南市民文化会館で、教職員の人事についてでございます。それを引き続いて、大体11時ごろの予定でございますが、教育委員会の定例会を開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。13日木曜日が総務文教常任委員会、9時30分からでございます。14日金曜日が学校連絡会、9時30分の予定でございます。

3月の後半にまいりまして、17、18と一般質問が予定をされてございます。19日水曜日が小学校の卒業式。21日金曜日が3月議会閉会でございます。それから議会全員協議会も開催の予定でございます。23日日曜日が中学校校舎完成式。24日月曜日、社本育英事業運営理事会、午後1時半からということで、教育委員長さんと教育長先生の御出席でございます。26日水曜日がブックスタート。30日日曜日が消防団の任命式ということで、9時30分から町民会館でございます。31日月曜日でございますが、臨時議会が9時30分から今のところ予定をされておりますが、税条例の改正があれば臨時議会を開催するという予定でございます。まだ、今のところ未定でございます。それから退職辞令交付式、11時45分から予定をしております。教職員の退職辞令につきましては午後1時30分と、中学校の開校式を予定しておりますが、今のところ教職員の退職辞令伝達式が終了後に両中へ分かれていただいで実施をしていくと予定をしておりますので、また決まり次第、教育委員さん方には御案内をさせていただくということで、お願いしたいと思います。以上でございます。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

3月12日はよろしかったでしょうか、定例会。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 報告事項、行事予定については終わりたいと思います。

その他についてはございますか。

○井上教育長 今3月の行事予定を見ていただきましたが、卒業式があったり、いろんなことがございます。特に23日、中学校の校舎の完成式に中学校の修了式ということで、生徒がここまで学校に来ておるといってございまして。二つの学校が並行しながら準備に入っていくと、こんな段取りをしていくわけでございますが、よろしく願いをいたします。

それから、その他で2点お願いをしたいと思います。

こういう案がそれぞれ載っておるかと思いますが、お目通しをいただきたいなあと思います。

まず広島の方でございますが、先ほどの改正をしながら来年度に向けていく案でございます。現行のところは左側、それから事業計画案として現在考えておるところは右側と、こんなふうに見ていただけるとありがたいなあと思います。

大きく中身が変わる部分は、2校だったのが1校になるということございまして、事務的なことは教育委員会が行っていくと実際に内容を詰めていかれるのは学校側でやる、こんなふうで学校の活動を教育委員会も応援していけたらなと思っております。よろしく願いいたします。

それから何枚かはねていただきますと、20年度のスケジュールが一応出ております。このようなスケジュールで8月5日、6日の広島の平和記念式典に出て、こんなふうでお願いができたらと思っております。

なお、日程表等の、これは業者の持ってきたものでございますが、ホテル等もまだ決まっておられません。何かお医者様の全国の会議がこのころに行われるということで、ホテルが大変厳しいという話もどこから聞こえておりますが、よろしく願いをいたします。推薦の資料等もここに付けさせていただきます。このように運んでいくということでございます。

なお、昨年までと同じように2年生各クラス2名ということで、12名の生徒を選んでいくということでございます。

それから海外派遣の方でございますが、先ほどお示しをしましたように、こちらの方も同じように現行と事業計画、こちらも学校教育課が応援をしながら事務レベルのことはやっていくと、学校が中身を詰めるということでございます。

最近、大変負担のお金が多くなりまして、なるべくたくさん派遣したいということで20名派遣してまいりましたが、14万何がしというお金になっております。きのうのニュースを見ますと、また運賃が上がるというようなことを報道しておりますが、燃料チャージというんですか、これもなかなか小さな金額ではいけないということで、今、来年度のそういう予定もとっておりますが、大変高額な負担になってしまうものですから、中学校が1校になると、ここで見直しがしたいということで、見直しをかけようということで計画をつくったものであります。

先般、この派遣事業の会をやらせていただいて決めた中身でございます。2分の1負担を見

直そうと、まずはそういうことをございまして、その会議の中で皆さんに御意見をいただきながら判断をしていただくと。この右側のところの来年度の事業で9万円ほど見ていくということをございます。人数も各クラス2名まで、6クラスありますので12名ということでやれないかなと。引率も2人ということで進めていけないかなあと、こんなふう考えた案をございます。

なお、中身として、方向性としては、1校になりましたので海外に姉妹校交流ができるような学校をつくってこうというような方向性の中で考えたらどうだろうという、今の私の考えでおる中身をございまして、体験を一人でもたくさん海外で得させるということよりも、新しい大口中学校と姉妹校で交流する学校を何とかつくって、その代表の生徒を派遣するという、まず来年度はこの辺のところはどういうふうになるかわかりませんが、踏み出してみたいなあ。教育委員さんの中で、前から学校の代表で全額負担したらどうだろうという御意見もございまして、こんなことも将来的には考えていくといいのかなあと思います。少し、1校になるものですから、新しい学校の姉妹校をつくるという構想の中で内々的には動いておりますので、一度目を通していただければありがたいなあと思います。よろしくお願います。以上です。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

何か御質問ありませんか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 ほかにないようですので、本日は慎重な審議をしていただき、適切に判断をいただきましたこと、まことにありがとうございます。これをもちまして定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございます。

(午前10時57分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員 長

委 員